

身体障害者デイサービスセンター（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する身体障害者デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定生活介護の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号。以下「条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 身体障害者デイサービスセンター
- (2) 所在地 岐阜県土岐市下石町1060番地（土岐市総合福祉センター1階）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員。サービス管理責任者兼務）
管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤職員。管理者兼務）
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業者が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 医師 1名（嘱託職員）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名（非常勤職員）

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 機能訓練指導員 0名

機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 生活支援員 4名（常勤職員 1名 非常勤職員 3名）

生活支援員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、生活介護計画等に従い利用者に対し適切な介護を行うとともに、送迎サービスの提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。また、会長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。また、会長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (4) サービス提供時間 午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 20 名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第 7 条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、身体障害者（18 歳未満の者を除く）とする。

(指定生活介護の内容)

第 8 条 事業所で行う指定介護生活の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 入浴又は清拭
 - (4) 身体等の介護
 - (5) 生産活動
 - (6) 創作的活動（手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の技術援助及び作業）
 - (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - (8) 生活相談
 - (9) 健康管理
 - (10) 訪問支援
 - (11) 送迎サービス
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(11)に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用手続)

第 9 条 身体障害者デイサービスセンターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を土岐市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 障害福祉サービス事業利用申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 健康診断書（別記様式第 2 号）
- (3) 診療情報提供書（別記様式第 3 号）
- (4) 第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証

※健康診断書及び診療情報提供書は、入浴サービスを希望する場合のみ

(利用契約等)

第 10 条 前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査するものとする。

- 2 審査した結果、安全安楽な介護方法を検討し生活介護計画書を作成し、身体障害者デイサービスセンター利用契約を締結し、利用を開始するものとする。
- 3 会長は、利用不可と判断した場合、その旨を障害福祉サービス利用不許可決定通知書（別記

様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(解約)

第11条 次の場合は解約の手続きをするものとする。

- (1) 利用者等から解約の申出があった場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が障害福祉サービス受給者証の該当支給決定されない場合(取消しを受けた場合)
- (4) その他契約書に定める事項が発生した場合

(利用者から受領する費用の額等)

第12条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定生活介護に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 創作的活動に係る材料費 実費
- (2) 日用品費 実費
- (3) 食事の提供に係る費用 1食につき350円
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該指定生活介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

6 事業所が提供した指定生活介護の利用料金の支払いは、当協議会発行の振込依頼書又は預金口座振替により指定期日までに受けるものとする。

(通常事業の実施地域)

第13条 通常の実業の実施地域は、土岐市全域とする。

(工賃の支払等)

第14条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対して、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は、指定生活介護の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守し、職員の指示に従うこと。
- (2) 予定していた指定生活介護を利用できなくなった場合は、事業所に中止又は変更の連絡をすること。
- (3) 施設内の設備及び器具は本来の用法に従い利用すること。
- (4) 施設内で宗教活動及び政治活動はしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第 16 条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 17 条 現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は当該利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第 19 条 提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により岐阜県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報

告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 20 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 21 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から 5 年間保存する。
- 4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は土岐市と協議の上、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 土岐市身体障害者デイサービスセンター事業実施要綱（平成 19 年 3 月 14 日決裁）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。